


場面 その5

採用予定の従業員がいるときの事務

1. 採用予定の従業員がいるときの事務

新規や中途採用の従業員などで、普通徴収で税額を納めている方がいる場合は、年度途中でも特別徴収に変更できます。手続としては、会社様で**切替届**（特別徴収切替届出書）を作成し、市に提出します。切替届は、左下の「特別徴収のしおり」の冊子につづられています。

※各種の書式がありますが、各市区町村の窓口で配布しています。

市民税コード 122114	
平成 年度	
市民税・県民税 特別徴収のしおり	
書類内訳 1. 郵便局指定通知書 2. 異動届出書 3. 切替届出書 4. 所在地・名称変更届出書 5. 退職所得について 6. 納入書（予備用3枚）	
 〒260-8505 千葉県成田市花崎町700番地 成田市役所 市民税課 電話 0476-22-1111 (FAX) 0476-20-1313 (直線) FAX 0476-24-2208	

市民税・県民税 特別徴収切替届出書			
平成 年 月 日	給与	所在地	指定番号の有無 1 有：指定番号を記入 2 無
	フリガナ		連絡先の姓、氏名及び電話番号
市長	支	氏名	氏名
	払	代表者の	電話番号
者	氏名印	印	
給与所得者	フリガナ	生年月日 年 月 日	普通徴収分は 期まで納付済み 月分から徴収し、納入する。
	氏名		納入書（要・不要） （新規事業所の場合）
1月1日現在の住所			
現住所			
申請理由	1 本人から変更の希望があったため。 2 月 日に入社したため。 3 その他（ ）		
注意事項	・本人あてに送付された納税通知書を同封してください。 ・すでに納付済みの分がある場合は、領収書の写しと残りの納付書を同封してください。		

これから、右上の切替届の記入の仕方と、具体的な事例について説明します。

2. 切替届の記入事項

市民税・県民税 特別徴収切替届出書							
平成 年 月 日 市長	給与 支払者	所在地	〒 特別徴収義務者の名称 所在地など	指定番号の有無			
		フリガナ 名称		1 有	指定番号		
		代表者の 職氏名印		連絡先の係、氏名及び電話番号		係名	
				氏名		担当者連絡先	
フリガナ		氏名		電話番号			
給与 所得者	フリガナ		氏名		普通		
	1月1日現在の住所		納税者の氏名 住所など		納付済みの部分 開始月		
	現住所		納入書（要・不要） （新規事業所の場合）		納付済み 入する。		
申請理由		1 本人 2 3 その他	理由				
注意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・本人あてに送付された納税通知書を同封してください。 ・すでに納付済みの分がある場合は、領収書の写しと残りの納付書を同封してください。 					

新規のときは、
無に丸をします。

納入書の要否

（参考）確定申告書2表の「住民税（・事業税）に関する事項」の欄と、特別徴収の適用について
従業員の方が所得税の確定申告を行い、申告書の2表の欄で「給与から差引き」を選択していても、その内容をもって特別徴収にはなりませんので、ご注意ください。
→ 会社様が給与支払報告書を特別徴収の分として市に提出されるか、上の切替届の提出が必要です。

3. 切替届で届け出る税額部分の調べ方

普通徴収の通知書（市民税・県民税 税額決定・納税通知書）

「差引普通徴収税額」：普通徴収の年税額が記されています。

普通徴収の1～4期の納付額が記されています。
(こちらの額と、領収書を見ながら、納付状況を確認、Aを記入します。)

切替届（特別徴収切替届出書）

A
普通徴収分は 〇期まで納付済み
〇月分から徴収し、納入する。

(イ) 開始月
特別徴収を始める月を記載します。

(ア) 普通徴収で納めた部分
普通徴収の税額を何期分まで納めたかを記します。

※納期を過ぎた滞納部分は、特別徴収に変更せず、普通徴収のまま従業員本人に納めていただきます。
Aの部分には、納付済みの税額部分として記載します。
(例：1期を滞納→「1期まで納付済み」と記載)

4. 切替届の記入例

切替届は、時期によって作成のポイントがあります。

ここでは、3つの事例(①～③)を紹介します。

内容としては、

事例①: 普通徴収の通知書が届いていないが、特別徴収での納付を事前に届け出る。

事例②: 既に通知書が届き、普通徴収で納める予定のものを特別徴収にする。

事例③: 前勤務先で特別徴収されており、自身の事業所でも続けて特別徴収にする。

※③について

各会社様が連携して異動届を1枚作成し、提出するケースを紹介します。

→ 手続を2つに分けて、異動届と切替届をそれぞれ提出する方法でも対応できます。

(初めに、前の会社様が普通徴収に変更する異動届を提出し、次に、続けて特別徴収を行う会社様が切替届を提出するという手続でも、結果は、同じになります。)

(注)納期が過ぎた税額部分について

・普通徴収で納期が過ぎた税額部分 → 特別徴収に変更せず、従業員本人に普通徴収で請求を続けます。
切替届には、納付済みの税額部分として記載してください。

(例: 1期を滞納 → 「1期まで納付済み」と記載。2期以降の部分を変更します。)

事例 ① 普通徴収の通知書が届いていないが、特別徴収での納付を事前に届け出る。

・切替届の記載例(主な部分)

普通徴収分は _____ 期まで納付済み
 6 月分から徴収し、納入する。
 何も記しません。

〈切替届の右上の部分〉

- ・ 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度 の欄があれば、「2.新年度」に丸を付けます。
- ・ 欄がないときは、余白に「新年度」と記します。

→ 上は、まだ通知されていない平成28年度の普通徴収の税額を特別徴収に変更するときの記載例です。前もって切替届を提出することにより、普通徴収で通知される予定の平成28年度の税額を、事前に特別徴収に変更することができます。

※ 4月15日頃までに切替届を提出されますと、5月10日頃に新年度(この例では平成28年度)の特別徴収の通知書を会社様へ発送いたします。(4月15日より後の提出分は、6月15日頃の発送になります。)

(注)切替届を提出した後に、給与支払報告書を普通徴収で提出した場合

→ 後に提出された書類に基づいて対応しますので、普通徴収で通知することになります。

事例 ② 既に通知書が届き、普通徴収で納める予定のものを特別徴収にする。

・切替届の記載例(主な部分)

普通徴収分は 1 期まで納付済み

8 月分から徴収し、納入する。

例えば、本日が7月12日で、既に普通徴収の1期を納付済みであるとして、2期以降の税額を8月分の給与から特別徴収することにしたとします。

- 上は、既に通知されている平成28年度の普通徴収の税額について、特別徴収に変えるときの記載例です。納期が過ぎた滞納部分は、特別徴収に変更しません。切替届には、納付済みの税額部分として記します。(例: 1期を滞納 → 「1期まで納付済み」と記載。2期以降の部分を特別徴収に変更します。)

平成 年度 市・県民税特別徴収税額のお知らせ																																	
<p>目録 市・県民税の特別徴収につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、右の方について、記載のとおり税額等をお知らせいたします。</p> <p>なお、税額通知書は、月 日にお送りするべく現段階で準備中ですので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>また、このことにつきましては、ご本人様にもその旨をお伝えいただければ幸いです。ご不明の点がございましたら、下記までお問合せください。</p> <p>成田市役所 市民税課 〒971-8001 0476-22-1111 (代) 成田市役所コード 122114</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定番号</th> <th>個人番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会社</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">下記の内容にて納入を開始してください。</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指定番号	個人番号	会社		下記の内容にて納入を開始してください。		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月		合計	
指定番号	個人番号																																
会社																																	
下記の内容にて納入を開始してください。																																	
6月																																	
7月																																	
8月																																	
9月																																	
10月																																	
11月																																	
12月																																	
1月																																	
2月																																	
3月																																	
4月																																	
5月																																	
合計																																	

- 切替届を市に提出された後、10日間ほどで、対象者の月ごとの給与引落額を示した簡易な通知書(「市・県民税特別徴収税額のお知らせ」:左の書式)を発送します。

※ その年度で初めて特別徴収を行って成田市に納入する会社様には、合わせて異動届等が綴られた特別徴収のしおり、納入書も送付します。

- 市の公印を押した正式な税額の通知書(給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書)は、1ヶ月単位で作成・送付しており、おおよそ毎月20日ごろに変更事項をまとめ、翌月5日ごろに発送しています。

※ 切替届の提出時期によっては、1ヶ月半ほどお待ちいただく場合があります。

・特別徴収を開始する月の設定について

給与の支払を開始する月が決まっている場合には、早めに切替届を提出することをお勧めいたします。

- ア. 給与の支払に合わせ、特別徴収の開始月を設定していただけます。
- イ. 特別徴収の税額は、普通徴収の残額部分をアの開始月から5月までの月数で割り、決まります。
- ウ. 普通徴収の納期限が近い場合は、切替届の提出が遅くなりますと、特別徴収に変更する予定の普通徴収の税額部分が滞納として扱われてしまいます。

(参考)

普通徴収の各納期と特別徴収の各月分は、特に対応関係にありません。

例えば、~~(普通徴収 1期(6月末日 納期限) → 特別徴収 6月分)~~
~~(普通徴収 2期(8月末日 納期限) → 特別徴収 7~8月分)~~ です。

また、例えば、今日が8月20日で、既に普通徴収の3期分まで納めた人がおり、その人を中途採用して9月から給与の支払を開始する場合でも、9月を特別徴収の開始月にすることができます。

(3期の納期限10月末日の経過を待たずに特別徴収を始めることができます。)

・異動届の記載内容

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

平成 年 月 日	給与支払者 (特別徴収義務者) 成田市長	所在地 名称 代表者の 職氏名印	郵便番号	特別徴収義務者指定 個人番号 前の指定番号など	建替者の係及び 氏名並びにその 電話番号 前の担当者連絡先	収入作成 / 手紙送付 要・不要	届出事項 通 送達情 ト・フ
フリガナ 氏名	旧住所	現住所	本籍地 又は 連絡先	年税額 特別徴収した税額など	異動の 事由 異動後の未徴収 税額の積立	1. 特別徴収継続 一括徴収した 税額は、月分 で納入します。 (月 日納入)	1月1日以後 退職時までの 給与支払額
給 与 所 得 者	納税者の氏名 住所など	年税額 特別徴収した税額など	1. 特別徴収継続 一括徴収した 税額は、月分 で納入します。 (月 日納入)	2. 普通徴収 一括徴収した 税額は、必ず 記入してください。	3. 普通徴収 一括徴収した 税額は、必ず 記入してください。	控除社会 保険料額	円

◎給与の支払を受けなくなった後の月額額(未徴収税額)について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当の 支払予定年月日	一括徴収予定額 支払予定日ごとの単位で記入 (上記(ウ)と同額)	相続人 の氏名	市 町 村 記 入 欄	口 票 有・無 口座処理 要・不要
一括徴収できない理由		1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。 12月31日までの退職者につきましては一括徴収にご協力ください。		相続人 の住所		

◎死亡をした場合、下記も記入してください。

新規の場合○を付けて下さい。

続けて行う 特別徴収開始月	所在地 郵便番号	特別徴収義務者指定 個人番号 指定番号など	特別徴収に係る納入書の 連絡者の係及び 氏名並びにその 電話番号 今後の担当者連絡先
今後の特別徴収義務者の 名称、所在地など			

今後の納め方
「1.特別徴収継続」に
丸を付けます。

変更の理由

初めて特別徴収をして
成田市に納入するとき
は、記載不要です。

(参考)会社Aにおいて、現在の特別徴収の税額を2月分を一括徴収して納付を完了させ、かつ、会社Bにおいて、続く6月から始まる新年度の税額を通常どおりに特別徴収するとき(最後の給与が平成28年2月25日に支払われ、3万円を一括徴収する場合)

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

特別徴収

○異動があった場合は、すみやかに提出してください。

平成 年 月 日	〒 所在地	〒 郵便番号	特別徴収義務者指定個人番号	前の指定番号など
(あて先) 成田市長	給与支払者 名称	今の特別徴収義務者Aの名称、所在地など	連絡者の氏名及び氏名並びにその電話番号	前の担当者連絡先
フリガナ	氏名	納税者の氏名住所など	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
旧住所	住所	年税額 特別徴収した税額など	2.一括徴収 (3月10日納入)	1月1日以後の給与支払額
現住所	住所		3.普通徴収	1月1日以後の給与支払額
本籍地又は連絡先	住所			

○給与の支払を受けなくなった後の月税額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当の支払予定年月日	一括徴収予定額	相続人の氏名	市区町村記入欄
1.異動が平成28年12月31日までで、申し出があったため	<input checked="" type="checkbox"/>	28・2・25	30,000	氏名	市区町村
2.他が平成27年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がいたため	<input type="checkbox"/>		30,000	住所	要・不要

○死亡に○をした場合、下記も記入してください。

相続人の氏名	市区町村
住所	要・不要
電話番号	

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意事項を参照してください)

月割額 円	〒 所在地	〒 郵便番号	特別徴収義務者指定個人番号	指定番号など
6月分から徴収し納入する。	給与支払者 名称	今の特別徴収義務者Bの名称、所在地など	連絡者の氏名及び氏名並びにその電話番号	今後の担当者連絡先
給与支払方法及びその期日	フリガナ			

今後の納め方「2.一括徴収」に丸を付けます。

変更の理由

初めて特別徴収をして成田市に納入するときは、記載不要です。

空欄にします。

場面 その6

会社の所在地などが変わるとき、合併のときの事務

1. 会社の所在地などが変わるときの事務

下の特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書を市に提出します。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書		※ 処理事項	
◎変更があった場合はすみやかに提出してください。		1. 現年度 2. 前年度 3. 両年度	
平成 年 月 日	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	特別徴収義務者指定番号
(あて先)	氏名	代表者の氏名	係
	代表者の職氏名印	◎	代表者の種及び氏名並びにその電話番号
			電話 () -
			内線
		業務開始日または変更日	平成 年 月 日
変更事由 (○をつけてください)	1 所在地移転 2 送付先変更 3 名称変更 4 合併 5 給与事務の統合 6 その他 <small>【本店移転登記しない特別徴収事務取扱先の住所が変更】</small>		
フリガナ	変 更 前	変 更 後	
所在地			
方 番			
フリガナ			
名 称			
電 話	内線	内線	
備 考	※変更事由の4・5・6については、詳細を記載してください。		
(ご注意) 所在地・方番・名称には誤読をさけるために必ずフリガナを振ってください。			

現在の状況を記載してください。

会社名、所在地など、変更する項目のみを取り上げ、変更前と後の内容を記載してください。

(注)

- ・所在地が複数ある場合は、各所在地の属性(本社、支店、工場、登記上の所在地など)を簡単に記してください。
- ・法人市民税などの手続と異なり、
法人の代表者様の変更については、届出の必要がありません。
法人の登記事項証明書の添付も不要です。

